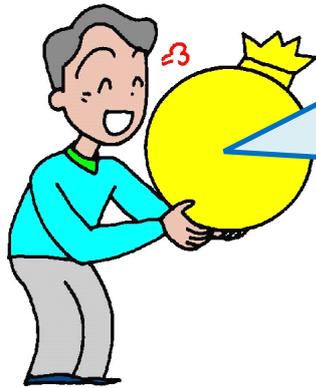




私に孫が生まれます。父親になる息子から子供が生まれたらどんな公的給付があるか教えてくれと聞かれました。どんな給付がありますか？



- ① 出産育児一時金
 - ② 児童手当
 - ③ 乳幼児医療助成
 - ④ 出産手当金
- などがあります。



出産育児一時金について教えてください。



出産育児一時金は健康保険の被保険者、その扶養者、国民健康保険の被保険者、その扶養者が出産された時に受給できます。

この制度の目的は出産費用を補助するための制度です。

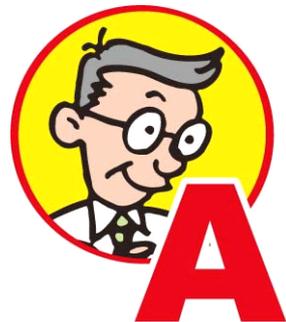
受給額は赤ちゃん一人当たり42万円です。双子なら倍になります。

現在は、出産一時金は直接赤ちゃんを産んだ病院へ払われます。ですから退院する際に病院の窓口で出産費用を全額払う必要はありません。

もし、42万円を超えるなら超過部分の費用を払います。逆に42万円より出産費用が少ないなら差額は戻ってきます。



児童手当について教えてください。



子ども手当は2012年4月から児童手当に変わりました。児童手当を受給できるのは中学校修了前の子供を育てている父母です。ですから赤ちゃんが生まれたなら児童手当を受給できます。

受給額は？**■ 1ヵ月1人あたり**

- ① 3歳未満……………15,000円
- ② 3歳以上～小学校修了前
 - ・ 第1・2子……………10,000円
 - ・ 第3子以降……………15,000円
- ③ 中学生……………10,000円

■ 受給できる月と受給方法

- ・ 6月……………2～5月分
- ・ 10月……………6～9月分
- ・ 2月……………10～1月分
- ・ 申請をした日の属する月の翌月分から支給されます。

出生の場合は、出生日の翌日から15日以内に請求があれば、翌月分から支給されます。申請が遅れるとさかのぼって受給できません。早めに申請をしましょう。

- ・ 住んでいる市区町村に申請しましょう。



乳幼児医療助成について教えてください。



■対象者

0歳から就学前までのお子さんがあるご家庭がこの制度の対象です。健康保険、国民健康保険の被保険者、その扶養者となります。

■制度の内容

子育て世帯の経済的負担を軽減するために医療費を助成します。具体的には、お子さんが病気やケガなどにより医療機関を受診した場合に医療費の一部負担金を市役所・町村役場が助成する制度です。

■申請方法

乳幼児医療費の助成を受けるためには、市区町村に申請が必要です。



出産手当金について教えてください。



■出産手当金を受給できる条件

奥さんが健康保険の被保険者なら出産手当金を受給できます。国民健康保険の被保険者では受給できません。

出産のため会社を休み、会社から給料をもらえないなら出産手当金を受給できます。

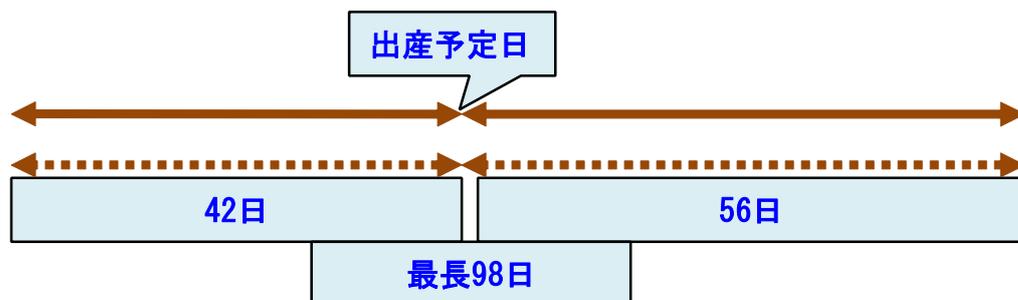


受給できる期間は?



■受給できる期間

- ・ 出産予定日前後を挟んだ期間です。
- ・ 出産予定日前42日と出産後56日になります。



受給できる金額は? 彼女の月収は24万円です。



- ・ 受給できる出産手当金は、標準報酬日額の2/3です。
 - ・ 出産手当金 = 標準報酬日額(※) × 2/3 × 日数分
- ※「標準報酬日額」は「標準報酬月額」を30日で割って算出します。

■仮に標準報酬月額が24万円だった場合の出産手当金は、

最長98日期間にわたり産休をとりました。その期間中給料はもらえませんでした。出産手当金はいくら受給できるのでしょうか?

- ・ $24\text{万円} \div 30\text{日} \times 2/3 \times 98\text{日} = 51\text{万}9,400\text{円}$ になります。